



資料 1

令和 7 年度 第 2 回福島県国民健康保険運営協議会

令和 8 年度国保事業費納付金等の仮算定結果 及び本算定に係る算定方法について

福島県保健福祉部
国民健康保険課

令和 7 年 12 月 25 日

目 次

1	仮算定結果（まとめ）	2
2	被保険者数及び診療費の推計結果について	4
3	仮算定結果（医療分）	5
4	仮算定結果（後期高齢者支援金分）	8
5	仮算定結果（介護納付金分）	10
6	仮算定結果（子ども・子育て支援納付金分）	12
7	県財政安定化基金充当額の検討	14
8	本算定に係る算定方法の概要	16

1 仮算定結果（まとめ）

(1) 標準保険料率（市町村計）

① R8年度仮算定

	所得割	均等割	18歳以上 均等割	平等割
医療分	5.82%	25,795円	—	16,871円
後期分	2.78%	12,306円	—	8,043円
介護分	2.22%	11,606円	—	5,724円
子ども分	0.28%	1,230円	87円	804円

⇒ 子ども分については、18歳未満の均等割が算定された上で、その均等割分は軽減され、18歳以上の被保険者に「18歳以上均等割」として上乗せして賦課されるため、別に示すこととなっている。

② (参考)R7年度本算定(※後期分へ基金10億円充当)

	所得割	均等割	18歳以上 均等割	平等割
医療分	6.72%	29,127円	—	19,331円
後期分	2.75%	11,825円	—	7,848円
介護分	2.28%	11,522円	—	5,779円
子ども分	—	—	—	—

差 (① - ②)

	所得割	均等割	18歳以上 均等割	平等割
医療分	▲0.90%	▲ 3,332円	—	▲ 2,460円
後期分	+ 0.03%	+ 481円	—	+ 195円
介護分	▲0.06%	+ 84円	—	▲55円
子ども分	—	—	—	—

1 仮算定結果（まとめ）

(2) 1人当たり負担額

① R8年度仮算定

	1人当たり 納付金額	1人当たり 保険料
医療分	80,972円	68,823円
後期分	34,103円	32,601円
介護分	10,342円	9,636円
子ども分	3,076円	3,279円
合計	128,493円	114,339円

② (参考)R7年度本算定(※後期分へ基金10億円充当)

	1人当たり 納付金額	1人当たり 保険料
医療分	89,744円	76,805円
後期分	32,611円	31,050円
介護分	10,118円	9,415円
子ども分	－	－
合計	132,473円	117,270円

差 (① - ②)

	1人当たり 納付金額	1人当たり 保険料
医療分	▲8,772円	▲7,982円
後期分	+ 1,492円	+ 1,551円
介護分	+ 224円	+ 221円
子ども分	+ 3,076円	+ 3,279円
合計	▲3,980円	▲2,931円

2 被保険者数及び診療費の推計結果について

(1) R8年度平均被保険者数の推計結果（コード要因法により推計）

319,854人

(2) R8年度診療費総額等の推計結果（過去の伸び率により推計）

診療費総額：約1,418億円

1人当たり診療費：443,545円

※ 納付金等の算出に用いる給付費総額の算出方法について

被保険者 1人当たり診療費 × 被保険者数推計(コード要因法) × 給付率推計

⇒ 被保険者 1人当たり診療費の推計に当たっては、過去の伸び率を使用する

(3) 診療報酬改定率について（1人当たり診療費を推計する際に使用）

- ・人件費等の高騰により赤字となる医療機関への対応として診療報酬の改定が検討されているため、診療報酬改定率は、H26年度以降の最大値1.00100(H26・R2)を採用した。
- ・本算定の際は、国が示す診療報酬改定率を採用することとなるが、上記により、大幅なプラス改定が実施される可能性もあるため留意する。

3 仮算定結果（医療分）

（1）概要

	R8仮算定 (基金充当なし)	R7本算定 (基金充当なし)	差
保険給付費（県全体）	1,191億円	1,231億円	▲40億円
市町村納付金合計	257億円	300億円	▲43億円
保険料総額	219億円	257億円	▲38億円
1人当たり保険給付費	374,607円	368,186円	+ 6,421円
1人当たり納付金額	80,972円	89,744円	▲8,772円
1人当たり保険料	68,823円	76,805円	▲7,982円

（2）検証

- 1人当たり納付金額等が減少した最大の要因は、被保険者数が減少した一方で、県が交付を受ける前期高齢者交付金額の交付見込額が増加したことによるもの。

（前年度推計時：588億円 ⇒ 今回推計時：628億円）

（3）前年度からの変更点

	R8仮算定	R7本算定	備考
医療費指数反映係数 α	0.6	0.8	医療費の支え合いの度合いを上げる
所得係数 β （国が示す値）	0.8542444930043	0.8446059159603	昨年度同様、国が示す値を採用する
標準的な収納率反映係数 δ	0.4	0.2	標準的な収納率による納付金額の調整の度合いを上げる

3 仮算定結果（医療分）

（4）県全体の費用（県単位化）として取り扱う経費（+）・公費（-）

※ 赤字のものは、統一に向け、R8年度から県単位化するもの。

	R8仮算定	R7本算定
経費（+）	<ul style="list-style-type: none">・前期高齢者納付金等・特別高額医療費共同事業拠出金・県の事業費・審査支払手数料(療養費分含む)・出産育児一時金・葬祭費	<ul style="list-style-type: none">・前期高齢者納付金等・特別高額医療費共同事業拠出金・県の事業費・審査支払手数料(療養費分含む)・出産育児一時金・葬祭費
公費（-）	<ul style="list-style-type: none">・前期高齢者交付金・療養給付費等負担金・国 普通調整交付金・都道府県繰入金(1号)・高額医療費負担金（国・県）・特別高額医療費共同事業交付金・特別高額医療費共同事業負担金・保険者努力支援制度(県)・出産育児交付金交付見込額・地単事業(一部負担金)助成分 控除分・特別調整交付金(20歳未満の被保険者)・出産育児一時金2/3法定繰入分 控除分・財政安定化支援事業繰出金（負担能力）・財政安定化支援事業繰出金（年齢構成）・地方単独事業の減額調整分	<ul style="list-style-type: none">・前期高齢者交付金・療養給付費等負担金・国 普通調整交付金・都道府県繰入金(1号)・高額医療費負担金（国・県）・特別高額医療費共同事業交付金・特別高額医療費共同事業負担金・保険者努力支援制度(県)・出産育児交付金交付見込額・地単事業(一部負担金)助成分 控除分・特別調整交付金(20歳未満の被保険者)・出産育児一時金2/3法定繰入分 控除分・地方単独事業の減額調整分

3 仮算定結果（医療分）

（5）医療費指数と収納率向上に関するインセンティブ（県2号繰入金）の取扱について

- ・交付額について

医療費指数反映係数の調整に伴う負担増に対する支援：交付合計額 約0.7億円

保険税収納率の向上：交付合計額 約2.6億円

- ・当該インセンティブについては、県による統一に向けた激変緩和策として、**R11年度まで**交付することとした
- ・当該インセンティブについては、使途を限定していないため、市町村の判断に基づいて活用する

4 仮算定結果（後期高齢者支援金分）

（1）概要

	R8仮算定	R7本算定 (基金10億充当)	差
後期高齢者支援金等	237億円	257億円	▲20億円
市町村納付金合計	108億円	109億円	▲1億円
保険料総額	103.7億円	103.9億円	▲0.2億円
1人当たり後期高齢者 支援金等	74,643円	76,850円	▲2,207円
1人当たり納付金額	34,103円	32,611円	+ 1,492円
1人当たり保険料	32,601円	31,050円	+ 1,551円

（2）検証

- ・後期高齢者支援金の減少の割合が被保険者数の減少の割合よりも大きかったため、1人当たり後期高齢者支援金等については、減少する結果となった。
- ・昨年度は県基金から10億円を充当したため、それと比較すると1人当たりの負担は増加している。

4 仮算定結果（後期高齢者支援金分）

（3）前年度からの変更点

	R8仮算定	R7本算定	備考
所得係数 β (国が示す値)	0.8542444930043	0.8377364062762	昨年度同様、国が示す値を採用する
標準的な収納率反映係数 δ	0.4	0.2	標準的な収納率による納付金額の調整の度合いを上げる

（4）県全体の費用（県単位化）として取り扱う経費（+）・公費（-）

	R8仮算定	R7本算定
経費（+）	なし	なし
公費（-）	・後期高齢者支援金負担金 ・国普通調整交付金 ・都道府県繰入金(1号)	・後期高齢者支援金負担金 ・国普通調整交付金 ・都道府県繰入金(1号)

5 仮算定結果（介護納付金分）

(1) 概要

	R8仮算定 (基金充当なし)	R7本算定 (基金充当なし)	差
介護納付金	71億円	72億円	▲1億円
市町村納付金合計	33億円	34億円	▲1億円
保険料総額	31億円	32億円	▲1億円
1人当たり介護納付金	22,278円	21,658円	+620円
1人当たり納付金額	10,342円	10,118円	+224円
1人当たり保険料	9,636円	9,415円	+221円

(2) 検証

- ・1人当たり介護納付金は前年度比で増加していることから、1人当たり納付金・保険料は増加する結果となった。

5 仮算定結果（介護納付金分）

(3) 前年度からの変更点

	R8仮算定	R7本算定	備考
所得係数 β (国が示す値)	0.8509595513061	0.8350900862531	
標準的な収納率反映係数 δ	0.4	0.2	標準的な収納率による納付金額の調整の度合いを上げる

(4) 県全体の費用（県単位化）として取り扱う経費（+）・公費（-）

	R8仮算定	R7本算定
経費（+）	なし	なし
公費（-）	・介護納付金負担金 ・国普通調整交付金 ・都道府県繰入金(1号)	・介護納付金負担金 ・国普通調整交付金 ・都道府県繰入金(1号)

6 仮算定結果（子ども・子育て支援納付金分）

（1）概要

	R8仮算定 (基金充当なし)	R7本算定 (基金充当なし)	差
子ども・子育て支援納付金	21億円	—	—
市町村納付金合計	9.8億円	—	—
保険料総額	10.4億円	—	—
1人当たり 子ども・子育て支援納付金	6,588円	—	—
1人当たり納付金額	3,076円	—	—
1人当たり保険料	3,279円	—	—

（2）検証

- ・R8年度から導入され、R10年度にかけて段階的に拠出金額が増加することとなる。
- ・世帯、所得の状況等によって異なるが、1人当たりの平均月負担額は、R8年度250円、9年度350円、10年度450円程度として国から示されている。

6 仮算定結果（子ども・子育て支援納付金分）

(3) 前年度からの変更点

	R8仮算定	R7本算定	備考
所得係数 β (国が示す値)	0.8664042171593	—	令和8年度分は、医療分と同値
標準的な収納率反映係数 δ	0.4	—	統一に向け、他の区分と揃える

(4) 県全体の費用（県単位化）として取り扱う経費（+）・公費（-）

	R8仮算定	R7本算定
経費（+）	なし	—
公費（-）	・子ども支援納付金負担金 ・国普通調整交付金 ・都道府県繰入金(1号)	—

7 県財政安定化基金充当額の検討

(1) 財政調整事業分の残高推移等（現状）

	金額	備考
R6年度取崩額	31億円	納付金軽減に活用（医療分11億・後期分18億・介護分2億）
R6年度末積立額	30.9億円	R5年度分の決算剰余金を積立
R6年度末時点残高	73.3億円	
R7年度取崩額	10億円	取崩を議論する時点の残高42.4億円から、予備費分20億円（当年度10億円・翌年度10億円）を除いた22.4億円のうち、10億円を活用することとして決定
R7年度取崩後の額	63.3億円	

R8年度の実質的な活用可能額：43.3億円

⇒ 63.3億円のうち、R7・8年度の予備費をそれぞれ10億円ずつ確保した残額

R6年度分決算剰余金見込額：約35億円（R7年度末に確定後、積立予定）

⇒ R9年度以降（※）の活用可能額はこの分が加算される

※R8予算要求時点で積立していないため、R8予算上は計上することはできない

(2) 統一に向けた考え方（市町村と合意した内容）

① R11年度においては、県基金を40億円確保する

⇒ R8年度末にR11年度時点の統一標準保険料率を示すため、納付金が不足する可能性があることへのリスク対策

② その上で、R11年度には10億円を活用し、納付金等軽減を実施する

⇒ ①と合わせて、計50億円を確保した状態でR11年度を迎える

③ R8～10年度の活用額については、予備費による基金取崩の可能性もあることから、予め活用パターンを決めるのではなく、毎年度議論して決定する



①・②を勘案すると、R8年度の活用可能(上限)額は、現時点で約28.3億円

7 県財政安定化基金充当額の検討

(3) これまでの基金充当に係る基本的な考え方

- ・財政運営の状況を踏まえ、県全体の被保険者に平等に還元する
- ・できるだけ短期間での充当に努める
- ・年度間で全体の納付金が大きく変動しないように充当額の調整を行う

(4) R8年度における充当額

- ・**仮算定においては、基金を充当しないで算定することとしてはどうか**

(参考) 医療分または後期分に対して基金を1億円充当すると、シェア用の人数である317,939人で割ることになるため、1人当たり負担額が約314円軽減される

【理由】仮算定時点において市町村と合意した内容

- ・R8年度から、子ども・子育て支援納付金制度が実施されることとなるが、複合的な要因により、全体の1人当たり負担額はR7年度本算定と比較して減少したため
- ・前期高齢者交付金について、本算定で交付見込額が減少する可能性もあるため、1人当たり負担額が減少する結果となった仮算定においては基金を充当せずに算定し、本算定において改めて判断する
- ・R8年度における診療報酬改定率は本算定時点できめつけられることとなっており、大幅なプラス改定となった場合、診療費全体に大きく影響する可能性があるため、本算定において改めて判断する
(※例えば、+1%の改定が実施されると仮定すると、本県では全体で10億円程度の負担増となる可能性がある)

8 本算定に係る算定方法の概要

(1) 本算定について

- ・R8年度国保事業費納付金等の本算定については、今後国から示される確定係数や診療報酬改定率等を反映させることにより、算定することとなる
- ・被保険者数や診療費については、仮算定において推計した数値をベースとする

(2) 財政安定化基金の充当について

- ・充当額については、仮算定における考え方を基本とし、本算定の結果を踏まえて再度検討する
- ・基金積立額について、今年度中は、今後大きな変動はない見込みであるため、活用可能額については仮算定時と同程度となる予定